

# 金融庁ニューズレター

最終号（12年12月）



（柳澤金融再生委員長の訓示）

## 柳澤金融再生委員長、村井総括政務次官の就任

12月5日（火）に相沢前金融再生委員長、宮本金融再生総括政務次官が辞任され、同日付の内閣改造（第3次森内閣）で、柳澤伯夫衆議院議員が金融再生委員長に、また、村井仁衆議院議員が金融再生総括政務次官にそれぞれ就任された。

就任にあたり柳澤委員長からは、「再び金融再生委員長を、さらには来年1月6日からはいわゆる省庁再編後の初代金融担当大臣となるよう拝命され、大変名誉なことである。」

「日本の金融システムの安定と発展のため、力を合わせて頑張ろう。」との訓示があり、また、村井政務次官からは「再び初代金融担当副大臣となる古巣に戻り、金融庁幹部の方々から歓迎されたことは大変有り難いこと。」  
「尊敬する柳澤委員長と経済新生の鍵である金融再生の最後の仕上げの仕事ができることに感激している。」との発言が次官のホームページを通じ公表された。

（総務企画部政策課）

委員長の略歴

— 平成12年12月5日現在 —



国務大臣（金融再生委員会委員長）  
柳澤 伯夫（やなぎさわ はくお）（昭和10年8月18日 生）  
出身地 静岡県  
昭和36年3月 東京大学法学部卒業  
昭和36年4月 大蔵省入省  
昭和46年7月 在ニューヨーク領事  
昭和53年12月 内閣官房長官秘書官（大平内閣）  
昭和55年6月～現在 衆議院議員（以来6選）  
平成6年7月～平成7年7月 外務政務次官（第1次村山内閣）  
平成7年9月～平成8年9月 衆議院文教委員長  
平成7年11月～平成10年7月 自由民主党行政改革推進本部事務局長  
平成10年3月～平成10年7月 衆議院厚生委員長  
平成10年7月～平成10年10月 国務大臣・国土庁長官（第1次小淵内閣）  
平成10年10月～平成10年12月 国務大臣・金融再生担当（ " ）  
平成10年12月～平成11年10月 国務大臣・金融再生委員会委員長（ " ）  
平成12年12月～ 国務大臣・金融再生委員会委員長  
（第3次森内閣）

総括政務次官の略歴

— 平成12年12月5日現在 —



金融再生総括政務次官  
村井 仁（むらい じん）（昭和12年3月28日 生）  
出身地 長野県  
昭和34年3月 東京大学経済学部卒業  
昭和34年4月 通商産業省入省  
昭和51年5月 在豪日本国大使館参事官  
昭和59年6月 大臣官房審議官（貿易局担当）  
昭和60年6月 工業技術院総務部長  
昭和61年7月～現在 衆議院議員（以来5選）  
平成3年11月 大蔵政務次官（第1次宮澤内閣）  
平成7年1月 衆議院大蔵委員会理事  
平成10年8月 衆議院大蔵委員会委員長  
平成11年10月 金融再生総括政務次官（第2次小淵内閣）  
平成12年7月 自由民主党国会対策副委員長  
平成12年12月～ 金融再生総括政務次官（第3次森内閣）

## 中小企業金融の円滑化に関する意見交換会の開催について

中小企業を巡る金融情勢は、一昨年秋以降改善傾向にあるものの、なお厳しい状況にあり、年末における資金需要に対し円滑な資金供給が行われる必要があることから、12月4日、金融関係団体代表者等を招致し、「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」を開催した。

○平成12年12月4日発表

### 相沢金融再生委員長御挨拶要旨

本日は、年末のお忙しいさなか、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

(景気の現状)

1. これまで、政府におきましては、我が国経済を本格的な景気回復軌道に乗せるべく、金融危機、経済不況の克服に取り組んでまいりました。

現在の我が国経済について、本日発表されました平成12年7 - 9月期GDP速報などからみますと、家計部門の改善が遅れるなど、厳しい状況をなお脱していないが、企業部門を中心に自律的回復に向けた動きが継続し、全体としては、緩やかな改善が続いているところであります。

(経営の健全性の確保)

2. 金融システムにつきましては、各金融機関における経営の改善に向けた努力に加え、政府における金融再生法に基づく破綻金融機関の迅速な処理や早期健全化法に基づく公的資本増強の実施等により、不良債権の処理や金融機関の再編等も進展し、一時期と比較して確実に安定性を取り戻してきています。

金融システムの安定を更に強固なものとするためには、金融機関の経営の安定と活力の確保が不可欠であります。したがって、各金融機関におかれましては、引き続き不良債権の処理を適時・適切に行い、業務再構築、業務提携などを通じ、業務のより一層の合理化・効率化を進め、再編・統合や資本増強により、経営基盤を強化するとともに、市場からの信認を高めることにより、経営の健全性を高め、14年4月に迫ったペイオフの解禁に万全の体制で臨むことが必要と考えております。

(中小企業金融の円滑化)

3. 企業分野の経済活動に必要な資金が安定的に供給されるということは、我が国経済の活性化に不可欠な要件であるという認識のもと、政府としては信用保証協会等の信用補完制度の拡充、早期健全化法による資本増強制度の創設や信金・信組等への拡充、政府系金融機関の融資制度の拡充など様々な措置を講じ、資金供給の円滑化に努めてまいりました。しかしながら、特に中小企業を巡る金融情勢は、なお厳しい状況から脱却しておらず、本年10月に経済対策閣僚会議より発表されました「日本新生のための新発展政策」にも、来年3月に終了する予定の中小企業金融安定化特別保証制度に代わり、一般信用保証制度の拡充等の中小企業金融対策を盛り込んでいるところであります。

各金融機関におかれましては、資金の仲介者として経済活動に必要な資金を安定的に供給していく、という金融機関本来の使命を今一度深く認識され、いやしくも、健全な取引先に対して必要な資金供給が円滑に行われないという事態が生じることのないよう、年末及び年度末の資金需要期を控え、改めて適切な対応をお願い申し上げます。

特に、資本増強行におかれましては、経営健全化計画に基づき中小企業向け貸出の拡大に取り組んでおられますが、12年度の中小企業向け貸出計画につきましても、信用供与の円滑化という早期健全化法の趣旨に沿った貸出を行っていただくようお願い致します。

(株式市場の動向への配慮)

4. なお、先日、与党から金融機関の株式持合の解消に向けた動きへの対応について議

論がありました。各々の金融機関が保有株式を売却するかどうかということは、各金融機関の自主的な経営判断の問題ではありますが、タイミング等については、株式市場の動向が各金融機関の財務の健全性に与える影響にも十分配慮して、適切な御判断をされますよう、期待しております。

(結び)

5. 本日は、金融機関の皆様から、融資等へ

の取組み状況について忌憚りの無い御意見を伺いたいと考えております。私ども、本日いただく御意見等も踏まえて、我が国経済の再生と活性化に向けて、金融の安定化に引き続き全力をあげて取り組んで参りたいと考えておりますので、金融機関の皆様におかれても、一層の御努力を重ねてお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

## 宮本政務次官御挨拶要旨

本日は、お忙しいさなか、お集まりいただき誠に有難うございました。

全国銀行協会をはじめ各金融機関団体及び中小企業金融に深くかかわる政府系金融機関の皆様から融資の取組み状況等についてのお話を伺いましたが、金融の円滑化に真摯に取り組んでおられる皆様のお考えを重く受け止め、今後の金融行政に取り組む決意を新たにしました次第であります。

### (金融システムの安定化)

金融システムにつきましては、先程の金融再生委員長のお話にもありましたように、一時期と比較して確実に安定性を取り戻してきておりますが、ペイオフ解禁を控え、我が国の金融システムに対する内外の信認の確立が極めて重要であります。

各金融機関におかれましては、自らの財務状況、経営環境を的確に把握されるとともに、それぞれの状況に応じて、諸制度の活用を含め、自己資本の充実等、経営基盤の強化に向けた各般の取組みを続けられることが強く期待されるところであります。

金融庁といたしましても、安定的で活力のある金融システムの構築に向け、引き続き、市場規律と自己責任原則を基軸としつつ、検査、監督をはじめとして適切な行政の遂行に努めてまいりたいと考えております。

### (中小企業金融の円滑化)

中小企業金融の円滑化につきましては、政府もこれまでに種々の取組みを進めてきております。例えば、各金融機関の団体との定期的な意見交換の場におきまして、中小企業へ

また、全国の各地域におきまして、財務局及び通産局が、都道府県との共催により、各地域の金融関係団体や政府系金融機関と中小企業団体等との間で意志疎通が行われるための場を提供してきております。

さらに、年末の中小企業に対する金融の円滑化につきましては、本日、中小企業庁からの要請を受け、金融庁より各金融関係団体に対して健全な中小企業者への必要資金の円滑な供給を要請する旨の文書を発出することとしております。

なお、中小企業金融の分野におきましては、保証協会が信用補完という重要な役割を果たしておられます。先の国会において一般信用保証制度の拡充が図られ、中小企業金融における信用保証協会の役割は益々重要となっていくと思われれます。

保証協会におかれましては、審査及び回収の体制整備を図ること等により財務の健全性を維持し、今後とも十分に信用補完機能を発揮していただくようお願い致します。

本日、皆様から、年末は、企業金融が逼迫しやすくなる時期であり、こうした局面で、健全な企業の資金需要に真摯に対応していくことは、民間金融機関の責務である、政府の中小企業金融対策とともに、中小企業の自律回復を全面支援し、乗り切っていかなければならないものと考えている、取引先の年末の資金需要については、それに適切に対応することが、課せられている使命である、本日の要請をすみやかに全支店に連絡し、趣の円滑な資金供給をお願いしておりますし、とといった強い決意の表明をいただき、非常に心強く思っております。この場をお借り

して、改めて、健全な中小企業者に対して、必要な資金供給が行われるようお願いしたいと思います。

(結び)

激動する金融情勢の下では、金融行政には

一日の停滞も許されません。改めて気持ちを引き締め、信頼される金融行政の確立に努めてまいり所存であります。

本日は、年末のお忙しい中、お越し頂きまして、有り難うございました。

(監督部総務課)

## 日米金融サービス協議について

10月30日から31日にかけて、サンフランシスコ連邦銀行において、米国財務省と日本大蔵省を共同議長として日米金融サービス協議が開催され、当庁からは大久保参事官他が出席した。

米国財務省と日本大蔵省は、共同議長として、1995年の金融サービス合意の下での措置の実施状況や、金融の自由化・規制・改革の進展状況をレビューするための一連の議論を行った。この協議には、日米双方の関係当局も出席し、95年合意の下での措置に加え、最近の金融サービス関係の政策や監督の諸問題についても議論を行った。

日米両国は、95年合意「金融サービスに関する米国政府及び日本政府の措置」の実施状況は、非常に満足のいくものである点で意見が一致した。本合意の下で実施された自由化措置によって、米国や日本における外国金融サービス事業者のビジネス機会は飛躍的に向上した。

日米両国の代表者は、両国の金融市場における最近の進展について、意見交換を行った。米国側の代表者は、金融近代化についてのグラム・リーチ・ブライリー法の成立に関連した最近の変化、地域再投資法の状況や証券市場における規制の状況について説明した。日本側の代表者は、外国金融機関に対する公正で、かつ差別的でない取扱いを維持していくため、外国金融機関が金融持株会社(FHC)や所謂セクション20条子会社を設立するための規制や手続きにおいて、米国監督当局が透明性を確保することの重要性を強調した。日本側は、ビッグ・バンの金融自由化措置や金融法制における最近の改正点について説明した。米国側は、これらの分野において進展があったことを認識するとともに、確定拠出年

金制度やグローバルな投資家による日本国債の保有促進のためのカスタディアン制度の早期導入についての期待を表明した。

日米両国の代表者は、金融の改革・革新の結果、双方が直面するであろう規制政策上の課題について議論を行った。米国側代表者は、既に実施中のノー・アクション・レターを積極的に活用すると日本の意向を歓迎し、グローバル・リスク・マネジメントの提供と業態間のサービスの共有化のために導入された枠組みが、早期に完全に活用されるよう、日本の当局を促した。米国は、金融当局と自主規制機関による規制プロセスが、開かれ、透明であることの重要性を強調した。日本側は、連邦政府と州政府の間の規制及び監督が整合的であるべきことの重要性を強調するとともに、規制および監督が全体として開かれたものであることの重要性を強調した。日本の代表者は、米国が日本の証券外務員の簡素化された試験に関する措置を速やかに完結することを期待する旨述べた。また、日本は、米国規制当局が格付機関を利用するにあたって、公平で差別のない取扱いをすることの重要性を強調した。

米国代表者は、日本の金融システムにおいて進行中の変化について留意した。また、米国は、完全な回復に移行するためには、弱った金融機関を立ち直らせるための早い段階からの行動、破綻金融機関の弾力的な処理のための様々な技術、開示の徹底、不良債権の積極的な償却、担保資産の流動化等を続けるこ

との重要性を強調した。日本側は、米国における長期間の景気拡大が続く中、米国当局が、米国の金融機関の貸出しの健全性について警戒することが重要である旨指摘した。

これらの議論のほか、米国は、ますます開かれ競争的となっている金融システムにおける郵貯・簡保の将来の役割について問題提起

し、規模と性質に鑑み、特に関心を払う必要性を強調した。米国側は、首尾一貫した規制・監督の水準が、すべての金融機関に対して原則として適用されるべきであるとの、米国側の見解を表明した。大蔵省は、米国の見解を郵政省に伝えると述べた。

(総務企画部国際課)

## 「預金保険法等の一部を改正する法律」の一部施行に伴う政令案の概要の公表について

金融再生委員会は、「預金保険法等の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、預金保険の対象となる金融債の範囲等を定めた預金保険法施行令その他関係政令案を、11月28日公表し、12月22日を期限にパブリックコメントに付した。

○平成12年11月28日発表

### 預金保険法施行令等の一部を改正する政令案の概要

預金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行(平成13年4月1日)に伴い、預金保険法施行令その他の関係政令について、以下のとおり所要の改正を行うこととする。

#### 1. 預金保険法施行令関係

##### (1) 預金保険の対象となる金融債

金融債で権利者を確知できるものとして政令で定めるものは、債券の発行時において当該債券の応募者と発行者との間で命令で定めるところにより当該債券に係る保護預り契約がされているものとする。(預金保険法(以下「法」という。)第2条第2項第5号関係)

##### (2) 劣後特約付社債、優先株式等に準ずるもの及び劣後特約付金銭消費貸借の定義資金援助の一環としての救済金融機関への資本増強及び金融危機対応における資本増強措置の対象となる劣後特約付社債、優先株式等に準ずるもの及び劣後特約付金銭消費貸借で政令で定めるものは、以下のとおりとする。(法第2条第6項、第8項関係)

劣後特約付社債

担保が付されてなく、かつ、償還が行

われない期間が発行時から5年を超えるものであること

優先株式等に準ずるもの

協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資

劣後特約付金銭消費貸借

担保が付されてなく、かつ、元本の弁済が行われない期間が契約時から5年を超えるものであること

##### (3) 一般勘定における借入金の限度額

平成13年度予算要求の考え方を踏まえ、預金保険機構(以下「機構」という。)の一般勘定における借入金及び預金保険機構債券の発行残高の限度額を6兆円(現行4兆円)とする。(法第42条第3項関係)

##### (4) 保険料の額の計算上除かれる預金等

保険料の額の計算上除かれる預金等から、公金預金・特殊法人預金を除き、金融債のうち募集債及び債券の交付がされたものを加える。(法第51条第1項関係)

##### (5) 仮払金の限度額

仮払金の限度額を60万円(現行20万円)とする。(法第53条第4項関係)

##### (6) 仮払金の支払対象となる預金等

仮払金の支払対象となる預金等は、普通預金に係る債権のうち元本とする。(法第53条第4項関係)

- (7) 保険金の支払対象となる利息等の範囲  
 保険金の支払対象となる利息等の範囲は以下のとおりとする。なお、額の計算については法令で定める。(法第54条第1項関係)
- 預金契約に係る利息
  - 定期積金契約に係る給付補てん金
  - 掛金契約に係る給付補てん金
  - 金銭信託(信託業法第9条の規定により利益を補足する契約がされたものに限る。)に係る信託契約に係る収益の分配
  - 前記 以外の金銭信託(貸付信託を含む。)に係る信託契約に係る収益の分配のうち、預金者等に分配されることが確実なものとして命令で定めるもの
  - 金融債(割引金融債を除く。)に係る利息
  - 割引金融債の券面金額から払込金の合計額を控除した金額に相当するもの
- (8) 保険金の充当順序の基準となる金利  
 付保対象となる預金等が複数あり、その元本の合計額が1千万円を超える場合において、保険金の充当順序の基準となる金利で政令で定めるものは、定期積金の利回り、掛金の利回り、金銭信託の予定配当率(貸付信託にあつては予想配当率)及び割引金融債の割引率とする。(法第54条第2項第3号関係)
- (9) 保険金の額の特例  
 仮払金の支払及び法第127条第1項の貸付けに係る預金等の払戻しを受けている場合の保険金の額は、保険金の額に対応するそれぞれの預金等に係る債権の額から、それぞれ対応する仮払金の支払及び預金等の払戻しを受けた額を控除するものとする。(法第54条第3項関係)
- (10) 仮払金の払戻しの基準となる額の計算方法  
 仮払金の払戻しの基準となる額は、支払われるべき保険金の額に対応する普通預金に係る元本の額の合計額とする。(法第54条第4項関係)
- (11) 保険金の支払の請求により機構が取得する債権  
 保険金の支払の請求により機構が取得する債権は、保険金の額のうち支払われるべき保険金の額に対応する預金等に係る債権とする。(法第58条第1項関係)
- (12) 保険金の支払の場合の租税特別措置法の特例  
 住宅財形及び年金財形に係る預金等について保険金が支払われた場合には、非課税措置の適用除外事由には該当しないこととする。(法第58条の2第2項関係)
- (13) 財務内容の健全性の確保等のための方策  
 優先株式等の引受け等に係る資金援助の申込みに際し提出する計画に定めるべき財務内容の健全性の確保等のための方策は、以下のとおりとする。(法第64条の2第1項関係)
- 経営の合理化のための方策
  - 優先株式等の引受け等に係る優先株式等及び借入金につき利益をもってする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策
  - 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
- (14) 緊急手続に関する規定  
 法律の根拠規定が削られたことに伴い、関係規定を削る。
- (15) 預金等債権の買取りの対象から除かれる預金等  
 預金等債権の買取りの対象から除かれる預金等から外貨預金を除く。(法第70条第1項関係)
- (16) 概算払額の計算上除かれるもの  
 概算払額の計算上除かれるものとして、上記(7)を追加する。(法第70条第3項関係)
- (17) 預金等債権の買取りの場合の基準日における元本額  
 預金等債権の買取りの場合の基準日における元本額の計算に当たって、保険事故が発生した日において元本であったものの額に相当する金額から控除する金額に、法第127条第1項の貸付けに係る預金等の払戻しにより消滅した預金等債権の元本の額に相当する金額を追加する。(法第73条第1項関係)
- (18) 資本減少の場合に各別に異議の催告をす

ることを要しない債権者

金融整理管財人による管理を命ぜられた銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）が資本減少の決議をした場合に、各別に異議の催告をすることを要しない債権者で政令で定める債権者は、定期積金の積金者、掛金の掛金者、金銭信託の受益者、債券の権利者及び保護預り契約に係る債権者その他の銀行等の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で命令で定めるものとする。（法第89条関係）

(19) 損失補てんを行うことができる協定承継銀行に生じた損失の額

機構が損失補てんを行うことができる協定承継銀行に生じた損失の額は、承継協定の定めにより協定承継銀行の資産の買取りが行われた場合における当該資産に係る譲渡損に相当する金額と、協定承継銀行の損益計算上の当期損失として命令で定めるものの金額のうちいずれか少ない金額とする。（法第99条関係）

(20) 経営の健全化のための計画

金融危機対応における株式等の引受け等に係る申込みの際に提出する経営の健全化のための計画に定めるべき方策は、以下のとおりとする。（法第105条第2項関係）

経営の合理化のための方策

責任ある経営体制の確立のための方策

配当等により利益が流出しないための方策

株式等の引受け等に係る株式等及び借入金につき利益をもってする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(21) 負担金の決定に係る報告事項

負担金の決定に係る報告事項で政令で定める事項は、危機対応業務を行うための費用として使用した金額、取得株式等又は取得貸付債権から生じた果実に相当する金額及びその他命令で定める事項とする。（法第123条第1項第5号関係）

(22) 国庫への納付手続

機構が危機対応勘定の損益計算上の利益

金を国庫に納付するときは、国庫に納付する金額の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他命令で定める書類を添付して、翌事業年度の7月21日までに、これを金融庁長官及び財務大臣に提出するとともに、当該利益金を7月31日までに納付するものとする。

（法第125条第2項関係）

(23) 危機対応業務に係る借入金の限度額

平成13年度予算要求の考え方を踏まえ、危機対応業務に係る借入金及び預金保険機構債券の発行残高の限度額を15兆円とする。

（法第126条第1項関係）

(24) 営業譲渡等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者

資金援助の決定が行われた営業譲渡等又は付保預金移転がされたときに各別に異議の催告をすることを要しない債権者で政令で定める債権者は、債券の権利者及び保護預り契約に係る債権者その他の金融機関の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で命令で定めるものとする。

（法第131条第3項関係）

(25) 受託者更迭手続の場合に各別に異議の催告をすることを要しない信託

資金援助の決定が行われた信託業務の承継に係る受託者更迭が行われたときに各別に異議の催告をすることを要しない信託は、多数人を委託者又は受益者とする定型的信託契約に係る信託とする。（法第132条第2項関係）

(26) 新受託者の解任権を有しない信託

資金援助の決定が行われた信託業務の承継に係る受託者更迭が行われたときに当該新受託者の解任権を有しない移転委託者に係る信託は、定型的信託であり、かつ、委託者が信託利益の全部を享受することとされている金銭信託とする。（法第132条第4項関係）

(27) 保険料の額の端数計算等

危機対応業務の実施に要した費用に充てるための負担金に係る規定を加える。（法第122条第3項、第4項、第138条関係）

(28) 都道府県知事への通知

一の都道府県の区域を超えない区域を地

- 区とする労働金庫についての預金保険法上の措置に係る都道府県知事への通知を要する事項に関し、法改正により新たに措置された行政庁への報告等及び行政行為について、所要の整備を行う。(法第138条関係)
- (29)金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限  
金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限は、機構の設立認可の権限及び金融危機対応会議の議を経て行われる金融危機対応のための例外的措置を講ずる旨の認定及び当該認定の取消しに係る権限(これらに係る一連の手続を含む)とする。(法第139条第1項第4号関係)
- (30)平成13年4月1日から平成15年3月31日までの期間における保険金の額の計算上除かれる預金等  
平成13年4月1日から平成15年3月31日までの期間(以下「特例期間」という。)における保険金の額の計算上除かれる預金等は、恒久措置におけるもの(第6条)と同様とする。(法附則第6条の2第1項関係)
- (31)特定預金  
預金等のうち為替取引に用いられるものとして政令で定める預金等は、当座預金、普通預金のほか、為替取引に用いられるものとして命令で定める預金とする。(法附則第6条の2第1項第1号、法附則第6条の2の2第1項関係)
- (32)特例期間における保険金の額の特例  
仮払金の支払及び法第127条第1項の貸付けに係る預金等の払戻しを受けている場合の保険金の額は、保険金の額に対応するそれぞれの預金等に係る債権の額から、それぞれ対応する仮払金の支払及び預金等の払戻しを受けた額を控除するものとする。(法附則第6条の2第3項関係)
- (33)特例期間における保険料の額の計算上除かれる預金等  
特例期間における保険料の額の計算上除かれる預金等は、恒久措置におけるもの(第3条)と同様とする。(法附則第6条の2の2第1項関係)
- (34)協定の定めによる業務により生じた利益の額  
協定銀行が機構に納付すべき協定の定めによる業務により生じた利益の額は、及びの合計額からを控除した金額とするとともに、当該金額があるときは、事業年度終了後3月以内に機構に納付するものとする。(法附則第8条第1項第2号の2関係)
- 譲受債権等のそれぞれにつきその取得価額を上回る金額で回収を行ったことその他の命令で定める事由により利益が生じたときは、当該利益の金額として命令で定める金額  
下記 の損失が生じた場合において、当該損失が生じた事業年度の翌事業年度以後に当該損失の生じた譲受債権等の回収を行ったことその他の命令で定める事由により当該損失が減少をしたときは、当該減少をした損失の金額として命令で定める金額  
譲受債権等のそれぞれにつきその取得価額を下回る金額で回収を行ったことその他の命令で定める事由により損失が生じたときは、当該損失の金額として命令で定める金額
- (35)協定の定めによる業務により生じた損失の額  
機構が協定銀行に補てんすることのできる協定の定めによる業務により生じた損失の額は、上記(34)の額から及びの合計額を控除した金額とする。(法附則第10条の2関係)
- (36)一般勘定で経理する業務  
法附則第7条第1項に規定する業務のうち一般勘定で経理すべきものは、平成14年4月1日以降に開始する業務であって、特別資金援助、特例資産譲受人等の資産の買取り及び特例資産譲受人等に対する損失補てんに係るもの以外のもので、命令で定めるものを除くものとする。(法附則第18条第1項第3号、法附則第23条第4項第3号関係)
- (37)特例業務基金の使用額の算定基準日  
特例業務基金の使用額の算定基準日に係る期日を1年延長する。(法附則第19条の3第2項関係)
- (38)その他

法改正に伴う文言整理等所要の改正を行う。

## 2．預金保険機構債券令関係

### (1) 債券の発行に係る監督庁

危機対応業務に係る預金保険機構債券の発行を行う場合の認可申請書を提出する監督庁は、金融庁長官及び財務大臣とする。

(法第126条第3項関係)

### (2) その他

法改正に伴う文言整理を行う。

## 3．証券取引法施行令関係

公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実及び上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実としてそれぞれ規定する「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第68条の規定による申出」を「預金保険法第74条第5項の規定による申出」に改正する。(証券取引法第27条の11第1項、第166条第2項第1号、第166条第2項第5号関係)

## 4．信用金庫法施行令、協同組合による金融事業に関する法律施行令、労働金庫施行令関係

協同組織金融機関の整理について、商法及び非訟事件手続法の規定を準用する場合における各法の規定に係る技術的読替えに関する規定を整備する。(信用金庫法第62条、協同組合による金融事業に関する法律第6条の2第4項、労働金庫法第66条関係)

## 5．金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令関係

預金等債権から除かれるものは、預金保険法施行令における預金等債権の買取の対象から除かれる預金等(上記1.(15))と同様とする。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第2条第7項関係)

## 6．金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行令関係

(1) 平成13年度予算要求の考え方を踏まえ、金融再生勘定における借入金及び預金保険機構債券の発行残高の限度額を10兆円(現行18兆円)とする。(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第65条第1項関係)

### (2) その他

法改正に伴う文言整理を行う。

## 7．金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令関係

平成13年度予算要求の考え方を踏まえ、金融機能早期健全化勘定における借入金及び預金保険機構債券の発行残高の限度額を16兆円(現行25兆円)とする。(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第16条第1項関係)

## 8．資産の流動化に関する法律施行令、投資信託及び投資法人に関する法律施行令関係

特定目的会社が発行する特定社債及び投資法人が発行する投資法人債について、商法上の社債とみなして適用される法令として信託業法を追加する。(資産の流動化に関する法律第113条第2項、投資信託及び投資法人に関する法律第139条の6第2項関係)

## 9．その他

### (1) 施行期日

この政令は、平成13年4月1日から施行する。

### (2) その他

所要の規定の整備を行う。

(金融再生委員会事務局金融危機管理課)

## 「商法等の一部を改正する法律」等の施行に伴う金融関係政令案の概要の公表について

金融庁では、「商法等の一部を改正する法律」及び「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、公開買付けの撤回等の要件となる重要な事情の変更に対象会社の分割を加える等の証券取引法施行令その他の金融関係政令の整備を行うため、11月24日公表し、パブリックコメントに付した。

○平成12年11月24日発表

金融庁では、「商法等の一部を改正する法律」及び「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、証券取引法施行令その他の金融関係政令の整備を行うこととしており、その内容を以下のとおり取りまとめ公表した。

(1) 証券取引法施行令（公開買付けの撤回等の要件となる重要な事情の変更に対象会社の分割を加える（株式交換移転・合併・営業譲渡と並びの規定）、等）

(2) 銀行法施行令（分割のうち認可を要しないものの具体的内容を定める（営業譲渡と並びの規定）、分割の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者の範囲を定める（合併・営業譲渡と並びの規定）、等）

(3) その他（商法、銀行法等を準用する場合における読み替え規定等について所要の整備を行う、等）

（総務企画部企画課）

## 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律等」の施行に伴う総理府令案の公表について

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第112号）」の施行に伴い、日賦貸金業者における帳簿の記載事項の追加等を行うため、貸金業の規制等に関する法律施行規則の改正を、11月15日公表し、11月30日を期限にパブリックコメントに付した。

○平成12年11月15日発表

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う総理府令案の概要

### 1. 目的

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第112号）」の施行に伴い、貸金業の規制等に関する法律施行規則の改正を行うこととする。

### 2. 内容

(1) 日賦貸金業者における帳簿の記載事項の追加

日賦貸金業者について、貸金業規制法第19条の規定により貸金業者が備え付けなければならない帳簿の記載事項に下記の事項

を追加する。

貸付けの相手方の業種

貸付けの相手方が常時使用する従業員の数

返済金を貸付けの相手方の営業所又は住所において貸金業者が自ら取り立てるため訪問した年月日

(2) 日賦貸金業者における標識の掲示事項の追加

日賦貸金業者について、貸金業規制法第23条の規定により貸金業者が掲示しなければならない標識に「日賦貸金業者」と明記する。

(3) その他

所要の規定の整備を行うこととする。

### 3. 施行期日

平成13年1月1日

（総務企画部信用課）

（監督部銀行第2課金融会社室）

## 保険商品の銀行等における窓口販売について

金融庁は、来年4月1日以降、銀行等による保険商品の窓口販売が可能となるため、対象保険商品を海外旅行傷害保険等とすること等を、12月12日、公表した。今後、具体的な内容についてはパブリックコメントに付した上、内閣府令で定めることとされている。

### ○平成12年12月12日発表

1. 本年5月、保険業法が改正され、来年4月1日以降、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合に限り、銀行等による保険商品の窓口販売が可能となるが、その具体的な内容については、内閣府令で定めることとされている。
2. 来年4月の窓口販売解禁時における取扱いについては、今後、以下の方向で内閣府令の立案を進め、パブリックコメント等の手続きを経て、所要の規定の整備を行うこととする。
  - (1) 対象保険商品については、銀行等が行う業務との関連性が強く、保険契約者等の保護の面で問題が少ないものとして以下の保険商品を販売対象とする。
    - 住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・信用生命保険
    - 海外旅行傷害保険
  - (2) 保険商品の引受元に係るいわゆる子会社・兄弟会社限定については、信用生命保険に係るものを除き、限定を付さない。
  - (3) 解禁にあたっては、抱き合わせ販売の禁止等、所要の弊害防止措置を講じる。
3. なお、対象保険商品の拡大及び信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定の取扱いについては、来年4月以降の実施状況を見ながら、更に検討を行い、平成13年度中に改めて結論を得ることとする。

(総務企画部信用課)

## アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社 に対する行政処分について

アイ・エヌ・エイひまわり生命保険(株)は、利差配当付終身保険契約の締結にあたり、代理店と共同して募集手数料相当額を割戻しする方法等により、保険契約者等に対し保険料の割引等特別の利益を提供等したこと、及び替玉審査等で本来選択できない者を被保険者とする等したため、12月15日から1週間の業務停止、及び不祥事件に適切に対応するための社内態勢の確立等を図ることとする行政処分を、12月8日、行った。

### ○平成12年12月8日発表

アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社については、利差配当付終身保険契約の締結にあたり、生命保険募集人(代理店)と共同して、募集手数料相当額を割戻しする方法等により、保険業法第300条第1項第5号の規定に違反する行為を行ったこと、及び替玉診査や医的データの改ざん等を行い、本来選択できない者を被保険者とするといった

事業方法書に違反する行為を行ったことが確認された。

このため、本日、同社に対し、保険業法第132条第1項及び第133条の規定に基づき、以下の内容の行政処分を行った。

1. 保険業法第133条の規定に基づく処分内容

以下に掲げる業務（生命保険募集人及び他の保険会社に委託しているものを含む。）を平成12年12月15日から平成12年12月21日までの間停止すること。

（対象業務）

同社首都圏支社における生命保険契約の締結及び保険募集の業務。

2．保険業法第132条第1項の規定に基づく処分内容

- (1) 役員、使用人及び生命保険募集人に対する法令等遵守に係る教育・指導の徹底をはじめ、法令等遵守体制の整備・充実を図ること。
- (2) 不祥事件に対し適切に対応するための社内体制の確立を図ること。

（監督部保険課）

## 関西興銀信用組合等に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分について

金融再生委員会は、関西興銀信用組合等に対し、12月16日、金融再生法第8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等を行った。同組合の業務は、金融整理管財人の下、今後も従前通り行われることになるが、資産劣化防止の観点から、この申し出と同時に、金融庁より同組合に対し、協同組合による金融事業に関する法律第6条において準用する銀行法第26条に基づく業務改善命令を発出した。

○平成12年12月16日発表

1．本日、金融再生委員会は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）第8条に基づき、信用組合関西興銀及び東京商銀信用組合並びに朝銀青森信用組合、朝銀宮城信用組合、朝銀島根信用組合、朝銀広島信用組合、朝銀山口信用組合、朝銀福岡信用組合及び朝銀長崎信用組合に対し、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行った。

2．関西興銀については、近畿財務局による検査（11年3月末基準）の結果、債務超過と見込まれた。当該検査の結果を踏まえた本年6月末時点の財務状況について、累次にわたり同財務局により報告徴求が行われたところ、同組合からは検査結果と大きく異なる自己査定に基づく財務状況の報告がなされたが、検査結果を踏まえた必要な償却・引当を適正に行えば、大幅な債務超過であると見込まれる。

こうした状況の下で、同財務局は、債務超過を解消するための自己資本充実策等について累次にわたり報告を求めてきたところであるが、同組合側は債務超過ではない

として、検査結果通知から3か月余りが経過した今日においても、同組合から具体的な実現性のある自己資本充実策が提出されていないことから、金融整理管財人による管理を命ずる処分を行うこととしたものである。

3．東京商銀については、関東財務局による検査（11年3月末基準）の結果、債務超過と見込まれ、当該検査の結果を踏まえた本年6月末時点の財務状況について累次にわたり同財務局により報告徴求が行われていたところである。

昨日、同組合より、金融再生法第68条第1項に基づき、「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出があり、当委員会としては、同組合からの申出及び同組合の財務状況を踏まえ、管理を命ずる処分を行うこととしたものである。

4．いわゆる北朝鮮系信用組合（朝銀）については、昨年5月に13朝銀が破綻公表したが、同時に4朝銀が受皿となる構想が出され、朝銀青森及び朝銀宮城は朝銀北東に、

朝銀島根、朝銀広島、朝銀山口、朝銀福岡及び朝銀長崎は朝銀西にそれぞれ事業譲渡を行うことを予定し、預金保険法に基づく適格性の認定の申請が行われていた。

これら7朝銀の事業譲渡について、適格性の認定に係る審査を行ってきた結果、これら7朝銀の破綻に至るまでの間の業務運営の状況、及び、このまま破綻処理を進めた場合に業務運営や責任追及等について十分な対応が図られるかといった懸念もあること等を総合的に勘案し、今般当委員会において金融整理管財人による管理を命ずる処分を行い、業務運営や責任追及等に万全を期するとともに、破綻処理の透明性を高めることが必要と判断したものである。

5. 今般の処分に伴い当委員会は、金融再生法第11条に基づき、別紙の通り関西興銀、東京商銀及び上記7朝銀（被管理9組合）の金融整理管財人を選任し、併せてこれら金融整理管財人に対し同法第14条に基づき被管理9組合に係る業務及び財産の管理に関する計画の作成を命じたところである。

6. 今般の措置により、被管理9組合の代表権、業務の執行並びに財産の管理・処分権は金融整理管財人に専属することとなり、各組合は金融整理管財人の下で、今後上記の業務及び財産の管理に関する計画に従った適切な業務運営に取り組むこととなる。

また、資産劣化防止の観点から、金融庁長官より関西興銀及び東京商銀に対し、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第26条に基

づく業務改善命令を発したところであり、両組合においては、この命令を踏まえ、適切な業務運営を行っていくことが求められる。なお、既に当該命令が発出されている7朝銀についても適切な業務運営が図られていくものと考えている。

7. 金融整理管財人に対しては、関西興銀及び東京商銀の受皿金融機関を極力早期に見い出すことを期待しており、当委員会としても両組合の金融整理管財人を最大限支援してまいる所存である。

また、金融整理管財人による管理が終了するまでの間は、全国信用協同組合連合会より被管理9組合の預金払戻し等業務の継続に必要な資金が供給されることとなり、このうち、関西興銀については、日本銀行により全国信用協同組合連合会を經由して関西興銀の預金払戻し等業務の継続に必要な資金が供給されることとなっている。

さらに、被管理9組合が受皿金融機関等へ営業譲渡等を行う際には、預金保険機構が資金援助を行うこととなっている。

8. このような枠組みの下で、被管理9組合の預金等の負債は全額保護され、期日通り支障なく支払われる。また、融資面についても、善意かつ健全な借手への融資は、年末という時期にも配慮し、きめ細かな対応を図ることとするほか、金融庁・各財務局からは関係機関に対し信用供与の円滑化のため万全の対応を行うよう要請を行うので、利用者におかれては心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。

(別紙)

信用組合	金融整理管財人
信用組合関西興銀	松川雅典氏（弁護士）、佐藤雄一氏（公認会計士） 預金保険機構
東京商銀信用組合	伊澤辰雄氏（金融実務家）、小松 勉氏（弁護士）
朝銀青森信用組合	大溝英壽氏（金融実務家）、菊池 至氏（弁護士）
朝銀宮城信用組合	泉 正次氏（金融実務家）、豊田耕史氏（弁護士）
朝銀島根信用組合	谷川静美氏（金融実務家）、大賀良一氏（弁護士）
朝銀広島信用組合	渡邊浩其氏（金融実務家）、田村道雄氏（弁護士）
朝銀山口信用組合	角田文男氏（金融実務家）、山元 浩氏（弁護士）
朝銀福岡信用組合	加藤達夫氏（弁護士）、辻本宗親氏（金融実務家）
朝銀長崎信用組合	岡 誠氏（金融実務家）、熊谷悟郎氏（弁護士）

## 東京相和銀行の譲渡交渉の取扱いについて

東京相和銀行については、本年6月27日の基本合意書締結以降、営業譲渡契約書の締結に向けて交渉が行われてきたが、基本合意書締結後に判明した事情等により、基本合意書の枠組みの中では必ずしも解決が図れない問題があることから、金融再生委員会の了承の下、当該基本合意を両者の合意の上解消し、改めて譲渡先選定を行うこととし、11月30日、公表した。

○平成12年11月30日発表

1. 金融整理管財人の管理下にある東京相和銀行については、本年6月27日、同行とアジア・リカバリー・ファンドとの間で営業譲渡に係る基本合意書が締結され、以来、金融整理管財人と同ファンドとの間で、営業譲渡契約の可及的速やかな締結に向けて誠実な交渉が行われてきた。
  2. しかし、基本合意書に定める本年10月末日までに、営業譲渡契約の締結に至らず、その後も両者の間で交渉が進められてきたが、基本合意書締結後に判明した事情等により、基本合意書の枠組みの中では必ずしも解決が図れない問題があることから、本日においても営業譲渡契約の締結に至っていない。
  3. このため、本日の金融再生委員会において、金融整理管財人より、基本合意を両者合意の上解消し、今後改めて譲渡先選定を行うこととしたいとの見解が示され、当委員会においてもこれを了承した。
  4. 当委員会としては、引き続き東京相和銀行の早期譲渡の実現に向けた取り組みが進められるよう、今後とも同行の金融整理管財人を最大限支援してまいり所存である。
  5. なお、幸福銀行については、本年10月6日、アジア・リカバリー・ファンドが中心となって組成した日本インベストメント・パートナーズの下に設立された関西さわやか株式会社と同行との間で営業譲渡契約が締結され、平成13年2月26日には譲渡を行うこととされている。
- 現在、同社と同行の双方において、営業譲渡に向けての諸手続き等が鋭意進められているところであり、当委員会としては一般の結論が同行の譲渡に影響するものではないと考えている。

(金融再生委員会事務局金融危機管理課)

## 日南信用金庫に対する管理の終了期限の延長について

日南信用金庫の譲渡先選定については、10月20日に南郷信用金庫との間で事業譲渡契約書が締結され、平成13年2月26日に事業譲渡が行われることが予定されているところであるが、事業譲渡を行うまでに管理を命ずる処分があった日から1年の期間を経過することから、管理の終了期限を事業譲渡日まで延長することとした。

○平成12年11月16日発表

1. 日南信用金庫については、平成11年11月19日、金融再生委員会により金融再生法第8条に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われた。
2. 同信用金庫の譲渡先選定については、同信用金庫の金融整理管財人により鋭意作業・検討が進められた結果、平成12年10月20日、南郷信用金庫との間で、「事業譲渡契約書」が締結された。
3. 当該「事業譲渡契約書」においては、今

後の事業譲渡作業等に要する期間を踏まえ、事業譲渡が平成13年2月26日に行われることが予定されているところであるが、事業譲渡を行なうまでに管理を命ずる処分があった日から1年の期間を経過することとな

ることから、本日、金融整理管財人からの申請を受け、金融再生法第25条に基づき、その期限を事業譲渡日まで延長することを承認した。

(金融再生委員会事務局金融危機管理課)

## 道央信用組合に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分について

金融再生委員会は、12月1日、道央信用組合からの申出を踏まえ、金融再生法第8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等を行った。同組合の業務は、金融整理管財人の下、今後も従前通り行われることになるが、資産劣化防止の観点から、この申し出と同時に、金融庁より同組合に対し、協同組合による金融事業に関する法律第6条において準用する銀行法第26条に基づく業務改善命令を発出した。

○平成12年12月1日発表

1. 本日、道央信用組合より、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）第68条第1項に基づき、「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出があった。
2. 金融再生委員会としては、道央信用組合からの申出及び同組合の財務状況を踏まえ、本日、金融再生法第8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分をするとともに、同法第11条に基づき金融実務家の東出俊夫氏及び弁護士の小寺正史氏を同組合の金融整理管財人として選任し、併せてこれら金融整理管財人に対し同法第14条に基づき同組合に係る業務及び財産の管理に関する計画の作成を命じたところである。
3. 今般の措置により、道央信用組合の代表権、業務の執行並びに財産の管理・処分権は金融整理管財人に専属することとなり、同組合は金融整理管財人の下で、今後上記の業務及び財産の管理に関する計画に従った適切な業務運営に取り組むこととなる。  
また、資産劣化防止の観点から、本日、金融庁長官より同組合に対し、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項に

において準用する銀行法第26条に基づく業務改善命令を発したところであり、同組合においては、この命令を踏まえ、適切な業務運営を行っていくことが求められる。

4. 金融整理管財人に対しては、道央信用組合の受皿金融機関を極力早期に見い出すことを期待しているが、当委員会としても必要に応じ承継銀行を設立して同組合の業務承継を行うなど、預金者等の保護及び信用秩序の維持に万全を期してまいる所存である。

また、金融整理管財人による管理が終了するまでの間は、全国信用協同組合連合会より道央信用組合の預金払戻し等業務の継続に必要な資金が供給されることとなり、道央信用組合が受皿金融機関や承継銀行へ営業譲渡等を行う際には、預金保険機構が資金援助を行うこととなっている。

5. このような枠組みの下で、道央信用組合の預金等の負債は全額保護され、期日通り支障なく支払われるとともに、善意かつ健全な借手への融資も継続されることとなっているので、利用者におかれては心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。

(金融再生委員会事務局金融危機管理課)

## 輪島信用組合に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分について

金融再生委員会は、12月1日、輪島信用組合からの申出を踏まえ、金融再生法第8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等を行った。同組合の業務は、金融整理管財人の下、今後も従前通り行われることになるが、資産劣化防止の観点から、この申し出と同時に、金融庁より同組合に対し、協同組合による金融事業に関する法律第6条において準用する銀行法第26条に基づく業務改善命令を発出した。

○平成12年12月15日発表

1. 本日、輪島信用組合より、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）第68条第1項に基づき、「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出があった。
2. 金融再生委員会としては、輪島信用組合からの申出及び同組合の財務状況を踏まえ、本日、金融再生法第8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分をするとともに、同法第11条に基づき金融実務家の浜田昭氏及び弁護士は今井寛氏を同組合の金融整理管財人として選任し、併せてこれら金融整理管財人に対し同法第14条に基づき同組合に係る業務及び財産の管理に関する計画の作成を命じたところである。
3. 今般の措置により、輪島信用組合の代表権、業務の執行並びに財産の管理・処分権は金融整理管財人に専属することとなり、同組合は金融整理管財人の下で、今後上記の業務及び財産の管理に関する計画に従った適切な業務運営に取り組むこととなる。  
また、資産劣化防止の観点から、本日、金融庁長官より同組合に対し、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第26条に基づく業務改善命令を発したところであり、同組合においては、この命令を踏まえ、適切な業務運営を行っていくことが求められる。
4. 金融整理管財人に対しては、輪島信用組合の受皿金融機関を極力早期に見い出すことを期待しているが、当委員会としても必要に応じ承継銀行を設立して同組合の業務承継を行うなど、預金者等の保護及び信用秩序の維持に万全を期してまいる所存である。  
また、金融整理管財人による管理が終了するまでの間は、全国信用協同組合連合会より輪島信用組合の預金払戻し等業務の継続に必要な資金が供給されることとなり、輪島信用組合が受皿金融機関や承継銀行へ営業譲渡等を行う際には、預金保険機構が資金援助を行うこととなっている。
5. このような枠組みの下で、輪島信用組合の預金等の負債は全額保護され、期日通り支障なく支払われるとともに、善意かつ健全な借手への融資は、年末という時期にも配慮し、きめ細やかな対応を図ることとなっているので、利用者におかれては心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。

（金融再生委員会事務局金融危機管理課）

## 瑞浪商工信用組合に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分について

金融再生委員会は、12月1日、瑞浪商工信用組合からの申出を踏まえ、金融再生法第8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等を行った。同組合の業務は、金融整理管財人の下、今後も従前通り行われることになるが、資産劣化防止の観点から、この申し出と同時に、金融庁より同組合に対し、協同組合による金融事業に関する法律第6条において準用する銀行法第26条に基づく業務改善命令を発出した。

○平成12年12月15日発表

1. 本日、瑞浪商工信用組合より、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）第68条第1項に基づき、「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出があった。
2. 金融再生委員会としては、瑞浪商工信用組合からの申出及び同組合の財務状況を踏まえ、本日、金融再生法第8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分をするとともに、同法第11条に基づき金融実務家の浅井博氏及び弁護士の廣瀬英二氏を同組合の金融整理管財人として選任し、併せてこれら金融整理管財人に対し同法第14条に基づき同組合に係る業務及び財産の管理に関する計画の作成を命じたところである。
3. 今般の措置により、瑞浪商工信用組合の代表権、業務の執行並びに財産の管理・処分権は金融整理管財人に専属することとなり、同組合は金融整理管財人の下で、今後上記の業務及び財産の管理に関する計画に従った適切な業務運営に取り組むこととなる。  
また、資産劣化防止の観点から、本日、金融庁長官より同組合に対し、協同組合に
- よる金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第26条に基づく業務改善命令を発したところであり、同組合においては、この命令を踏まえ、適切な業務運営を行っていくことが求められる。
4. 金融整理管財人に対しては、瑞浪商工信用組合の受皿金融機関を極力早期に見い出すことを期待しているが、当委員会としても必要に応じ承継銀行を設立して同組合の業務承継を行うなど、預金者等の保護及び信用秩序の維持に万全を期してまいり所存である。  
また、金融整理管財人による管理が終了するまでの間は、全国信用協同組合連合会より瑞浪商工信用組合の預金払戻し等業務の継続に必要な資金が供給されることとなり、瑞浪商工信用組合が受皿金融機関や承継銀行へ営業譲渡等を行う際には、預金保険機構が資金援助を行うこととなっている。
5. このような枠組みの下で、瑞浪商工信用組合の預金等の負債は全額保護され、期日通り支障なく支払われるとともに、善意かつ健全な借手への融資も継続されることとなっているので、利用者におかれては心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。

（金融再生委員会事務局金融危機管理課）

## 預金保険制度を活用した資金援助案件

金融再生委員会は、北兵庫信用組合の株式会社みなと銀行への事業譲渡、京都みやこ信用金庫の京都中央信用金庫への事業譲渡、及び南京都信用金庫の京都中央信用金庫への事業譲渡に係る特別資金援助の必要性の認定について、11月30日、合わせて議決した。

○平成12年11月30日発表

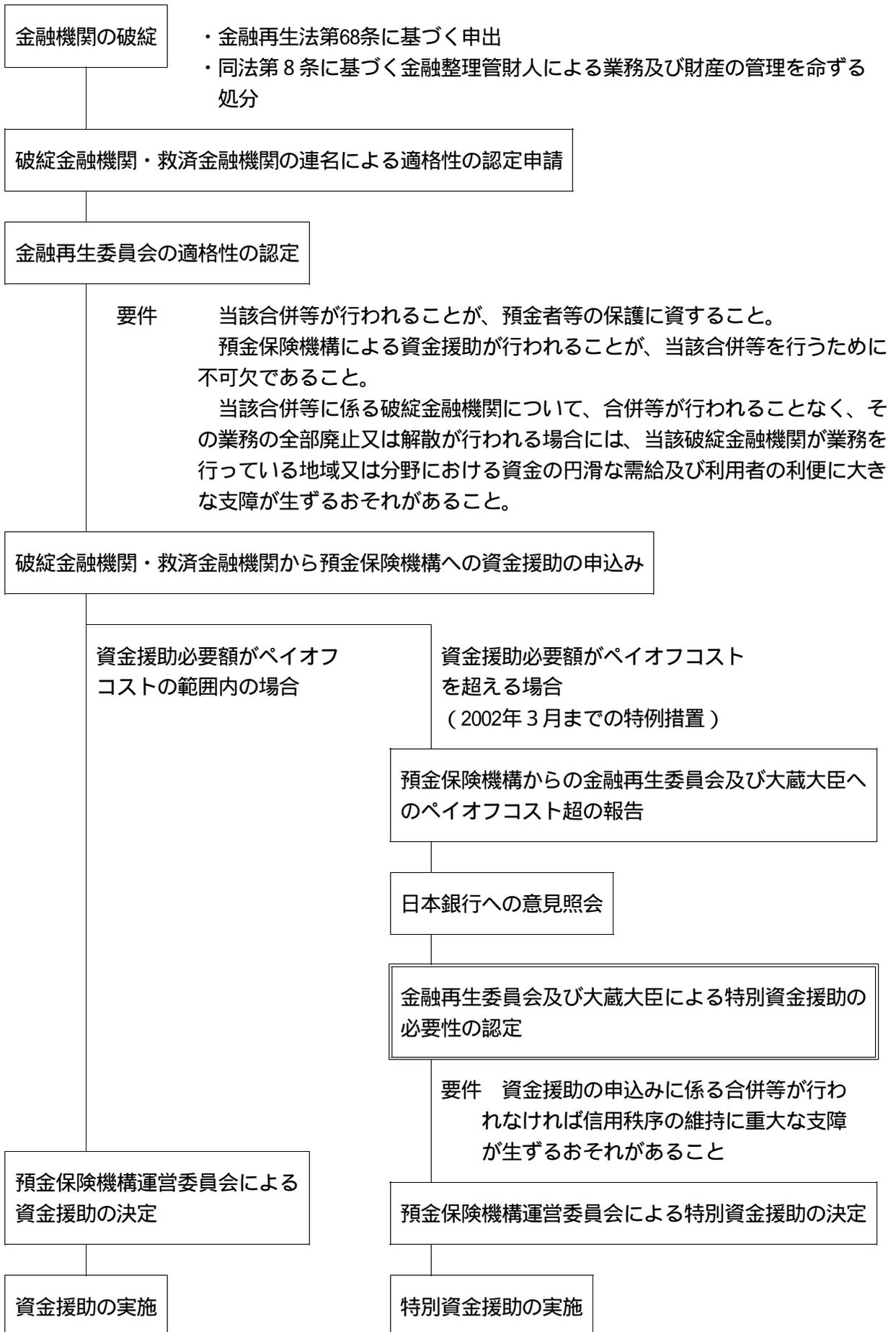
受皿金融機関		株式会社みなと銀行	京都中央信用金庫
所在地		兵庫県神戸市	京都府京都市
業 容 ( 12 年 3 月 末 )	代表者名	矢野 恵一朗	道端 進
	預金量(億円)	21,201	21,515
	貸出金(億円)	17,609	15,162
	店舗数(店)	151	88
	常勤役職員(人)	2,428	1,882
	会員数(人)		169,464
	資本金(百万円)	24,779	14,688

破綻金融機関		北兵庫信用組合	京都みやこ信用金庫	南京都信用金庫
所在地		兵庫県城崎郡	京都府京都市	京都府宇治市
業 容 ( 12 年 3 月 末 )	代表者名	永原 憲章 井堂 信純	北川 隆造	平田 泰彦
	預金量(億円)	250	8,572	3,188
	貸出金(億円)	292	8,197	2,961
	店舗数(店)	10	66	34
	常勤役職員(人)	92	1,094	582
	組合・会員数(人)	11,260	86,080	29,187
	出資金(百万円)	390	8,597	3,091

(金融再生委員会事務局金融危機管理課)

(参 考)

預金保険機構の資金援助手続き



## 証券投資信託委託業の認可・ 投資一任契約に係る業務の認可について

金融再生委員会は、11月28日、日債銀投資顧問(株)に対し証券投資信託委託業の認可を行った。  
また、同日、物産アセットマネジメント(株)に対し投資一任契約に係る業務の認可を行った。

○平成12年11月28日発表

### 認可申請会社の概要

1. 商号 日債銀投資顧問株式会社
2. 本店所在地 東京都千代田区九段北一丁目13番5号
3. 設立年月日 昭和61年8月29日
4. 資本金 2億円
5. 資本構成 (株)日本債券信用銀行 44.5%、その他日本債券信用銀行グループ 15%  
その他株主(銀行、証券) 40.5%
6. 代表者 代表取締役社長 草野 元彦
7. 役職員数 37名
8. 既存業務 昭和62年2月 投資顧問業登録  
昭和62年9月 投資一任契約に係る業務認可
9. 認可業務 証券投資信託委託業

### 認可申請会社の概要

1. 商号 物産アセットマネジメント株式会社
2. 本店所在地 東京都千代田区大手町一丁目2番1号
3. 設立年月日 昭和31年4月20日
4. 資本金 1億2300万円
5. 資本構成 物産クレジット(株) 83.3% 三井物産(株) 16.7%
6. 代表者 代表取締役社長 宮本 英生
7. 役職員数 8名
8. 既存業務 平成12年3月 投資顧問業登録
9. 認可業務 投資一任契約に係る業務

(監督部証券課)  
(金融再生委員会事務局総務課)

編集：金融庁総務企画部政策課

内容の照会先（代表 03-3506-6000）

柳澤金融再生委員長・（内線3168） p 1	東京相和銀行の譲渡交（3502-7690） p 15
村井総括政務次官の就任	渉の取扱い
中小企業金融の円滑化（内線3308） p 3	日南信用金庫に対する（3502-7608） p 15
に関する意見交換会の開催	管理終了期限の延長
日米金融サービス協議（内線3163） p 5	道央信用組合に対する（3502-7334） p 16
預金保険法等の一部を（3502-7536） p 6	金融整理管財人による
改正する法律の一部施行に伴う政令案の概要	業務及び財産の管理を命ずる処分
商法等の一部を改正す（内線3514） p 10	輪島信用組合に対する（3502-7334） p 17
る法律等の施行に伴う金融関係政令案の概要	金融整理管財人による
出資の受入れ、預り金（内線3572） p 11	業務及び財産の管理を命ずる処分
及び金利等の取締りに（内線3331）	瑞浪商工信用組合に対（3502-7334） p 18
関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う総理府令案	する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分
保険商品の銀行等にお（内線3575） p 12	預金保険制度を活用し（3502-7612） p 19
ける窓口販売	た資金援助案件
アイ・エヌ・エイひま（内線3336） p 12	証券投資信託委託業の（内線3359） p 21
わり生命保険株式会社に対する行政処分	認可・投資一任契約に（3502-7322）
関西興銀信用組合等に（3502-7334） p 13	係る業務の認可
対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分	

## 編集後記

当ニュースレターは、財務局・財務事務所の金融担当職員の方々にその時々金融庁の動き等を紹介するため、平成10年9月に創刊した金融監督庁ニュースレターを引き継ぎ、関係の皆様のご協力を得ながら毎月発行してまいりましたが、財務局等におけるパソコンの普及に伴い、現在ホームページに掲載されている「広報コー

ナー」で代替できるようになりました。

よって、当ニュースレターは、今般の中央省庁の再編を機会に、今月号をもって終了させていただきます。この間にいただきました皆様方のご協力、ご鞭撻に対し編集者一同心より御礼申し上げますとともに、皆様の益々のご発展をお祈り申し上げます。

金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/>